

北子2第 950号  
令和2年5月13日

保護者様

北谷町長 野国 昌春  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、育児休業復帰関係等の取扱い  
について (通知)

平素より、保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、各企業等で育児休業期間の延長を行っている場合や、本町からの要請により家庭保育にご協力いただいている場合等、本人の都合によらないで就労及び求職活動等ができない方への支援策として、下記のと通りの取扱いとしますので、よろしくお願い致します。

記

1 育児休業復帰予定者、採用予定者の取扱い

4、5月に入所された方について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため登園自粛された場合、勤務開始日を令和2年6月15日(月)まで延長できることとします。

※事業者の負担軽減のため、勤務内容に変更がない場合、書類の提出は不要とします。

勤務内容に変更がある方は、勤務開始前までに新しい就労証明書の提出をお願いします。

認定内容(保育標準時間、保育短時間の変更等)の変更がある方は、5月28日(木)までに提出をお願いします。

※なお、本取扱いは、早期復職を妨げるものではありません。

2 求職活動の方の取扱い

認可保育施設登園自粛要請期間(4/14~5/14)を除き、90日間の認定期間・入所期間を確保します。

対象者へは、認定満了前までに延長後の支給認定証等を送付します。

※保護者の方のお手続きは不要です。

認定期間 (入所期間)	自粛要請期間	就労開始日の期限	
		現行	今回の取扱い
4/1~6/30	4/14~5/14	6月末	7月末
5/1~7/31	5/1~5/14	7月末	8月末

担当 住民福祉部子ども家庭課 保育所担当 電話 (098) 936-1234 (内 2323、2324)